

永久四年百首 春

稻荷詣

顯仲

いなり山しるしの杉を尋ねきてあまねく人のかさすけふかな

◎ 駿の杉

永久四年百首に^〇中しるしの杉を尋ね来て、とよまれたるも、三社の内、ことさらに中社をさせる意ときこゆ、さて風葉和歌集に載たるまつら物語に龍吟出家し侍りて、又のとしの春、こぞのむつきに、稻荷の御幸の御供つかうまつりて侍りける、かざしの杉に雪のふりかゝりたりしなどおほしめしいてられければ、あまのもしほ火の院、御歌、いのりこし神さへつらしいなり山いつこたのみのしるしなりける、などよめる歌みえたり、初午ならでも杉をかざす例なりしなるべし、

仲實

いなり山しるしの杉を春かすみたなひきつる、けふにもあるかな

俊頼

いなりにも思ふ心のかなはすはしるしの杉のをられましやは

忠房

稻荷坂さかしくとまる心かなみな杉の葉をふけるいほりに

散木弁歌集 ^六神祇

稻荷にまゐりたる人のすきをこひければ、つかはすとて、たゝかみにかうかひのさきして、書つけてつかはしける、
人しれすいなりの神にいのらむしるしのすきとおもふばかりそ返し、扇のつまにかけり、
君をとはいなりの神にいのらねはしるしの杉のうれしけれもなし

台記別記

久安四年七月十一日丙申、此日詣、稻荷、^〇中先於、^下社奉幣、^同時則至申、^復座也

祝、無、還、祝、但、獻、楳、篋、紙置本於余願長取、楳、不、取、折、敷、副、笏、退、下、給、僕、從、次、
步行、參、中、社、奉、幣、申、祝、獻、楳、給、僕、如、先、渡、御、前、不歸東方參、上、社、奉、幣、事、又、同、中、
略、今日、女子、多詣石、清水、稻、荷、祈正月十九日於下社乘車與憲親詣中
上等、社、同、也、祝、授、楳、不、給、祿、自、稻、荷、直、歸、京、

平治物語上

光賴卿參内事并許由事附清盛六波羅上著事

大貳清盛ハ、熊野參詣ヲ不遂シテ、切目ノ宿ヨリ馳上ルナルガ、和泉紀
伊國伊賀伊勢ノ家人等待受テ、大勢ニテアナル、略中先ゾ稻荷ノ社ニ
參リ、各杉ノ枝ヲ折テ、鎧ノ袖ニ差テ、六波羅ヘソ著ニケル、

千載和歌集十八雜物名

みつのみ

僧都有慶

いなり山しるしの杉の年ふりてみつのみやしる神さひにけり

稻荷谷響記

杉附影向杉

杉ハ當社ノ神木ニシテ、古影向杉ト稱シ奉ル、今ニ其ノ古跡在リ、件ノ
縁ニ因テ、昔ヨリ今ニ、杉ノ枝ヲ以テ富木ト稱フ、舊記ヲ按ニ、凡ソ當社
ヘ參詣スル者ハ、杉ノ枝ヲ折リ取テ、家ニ納テ富祐ヲ祈ルナリ、

◎山州名跡志十二紀伊郡

稻荷宮 二月初午略中古ニハ、神木ノ杉ノ枝ヲ爭採折テ歸リ、家

ニ收シト也、今ハ其義無シ、

◎滑稽雜談三月

初午詣、上ノ巳午和俗、二月初午日を以て祭事、略中或曰、むかし
は此日詣人、杉の葉を手ごとに折て、家にかへりしと也、今も社
家より守に杉葉をそへて出す也、由縁可尋、

◎諸國中行事大成二月

初午稻荷參、略中古へは、是日參詣の諸人、神籬の杉の枝を折歸て

家に納しといふ、略中杉を折ること今は絶たり、

○稻荷詣

蜻蛉日記上之下

九月三日康保になりて、世中をかしからん、ものまうてせばや、かうものはかなきみのうへも申さむなど、さだめていとしのびて、あるところにもものしたり、ひとはさみのみてぐらに、かうかきつけたりけり、まづしものみやしろに、

いちしるき山くちならばこゝなから神のけしきを見せよとそおもふ

中のに

いなり山おほくのとしを越にけりいのるしるしの杉をたのみてはてのに

神かみとのほりくたりはわふれともまたさかゆかぬこゝちこそすれ

古今著聞集五和歌

和泉式部、忍て稻荷へ参けるに、田中明神の程にて、時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童の、あをといふものをかりてまゐりにけり、下向の程はれにければ、此あををかへしとらせけり、さて次日、式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに、大やかなる童の、文もちてたゞずみければ、あれは何者ぞといへば、此御ふみまゐらせ候はんといひて、さし置たるをひるげてみれば、

時雨するいなりの山のみちは、あをかりしより思ひそめてき、と書たりけり、式部あはれと思ひて、此わらはをよびて、おくへといひて、よび入けるをなん、紙十訓抄等○又見千袋草

枕草紙八

うらやましきものいなりにおもひおこして参りたるに中の御社の程わりなく苦しきをねんじてのぼるほどにいさゝかくるしげもなくおくれてくを見えたるものどものだゞゆきにさきだちてまうづるいとうらやまし二月むまの日の曉に急しかど坂のなからばかりあゆみしかばみの時ばかりになりけりやうくあつくさへなりてまことに佗しうかゝらぬ人も世にあらんものを何しにまうてつらんとまで涙おちてやすむに三十あまりばかりなる女のつぼさうぞくなどにはあらでたゞ引はどえたるがまるは七度まうてし侍るぞ三度はまうてぬ四度はことにもあらずひつじには下向しぬべしと道にあひたる人にうちいひてくだりゆきしこそ只なる所にてはめもとまるまじき事のかれが身にたゞ今ならばやとおぼえしか

中右記

元永二年正月十七日甲子早且参稻荷已時許歸家歸洛之由以消息申

殿下并院了

台記

久安四年七月二日丁亥今日参稻荷入内今日辰刻夢禪閣面仰云参稻荷之次可参春日余對曰稻荷上下社間路遠由承之上下社間步行時刻推移参春日定奉行歟仰曰所言可然歟十一日丙申依去二日夢詣稻荷上下中春日稻荷報賽

台記別記

久安四年七月十一日丙申此日詣稻荷今度春日稻荷果願也事三日内見曆記入余頼長藤原衣冠網代車非廂前驅布衣幣人衣冠爲實就之但獻鐘未動發行内○中略先詣稻荷先於下社奉幣同時則至申祝無還祝但獻楯篋紙置余取楯不取折敷副笏退下給僕從次步行参中社奉幣申祝獻楯給僕如先渡御前不歸東方参上社奉幣等事又同渡御前自後退出經本路至下社無車未刻著禪定院○中今日女子○頼長養多子詣石清水稻荷正月十日仍夜前渡

鳥羽右大將宿願余并夫鳴鐘以前發行略○中晚頭詣稻荷幣五於下社乘
 車輿憲親詣中上等社同男祝授根不給祿自稻荷直歸京第大炊今日用公
 親車憲親及侍兩三人在車後无出車密事也
 五年六月廿二日壬申兩三位詣八幡稻荷無從車諸大夫兩三布衣在車
 後先參八幡於宿院夫人獨駕輿登山上云云次參稻荷夫人獨登山上之
 儀

台記

久安六年四月廿六日壬申宿衣詣稻荷田中四大神兩社幣加奉之中社上
幣時取加歸路用婦坂

山槐記

仁安二年二月朔日庚午秉燭之後將軍衣冠密密令參稻荷給女房同車
 給深更歸亭

吉記

承安四年二月十三日庚午為果宿願參詣稻荷社晡時歸畢

明月記

建永元年九月九日二位殿自南山還御辰時入御馬場殿次御參稻荷伊
 時忠清

二年二月一日丁未今日承明門院御下向人人參稻荷云云

御殿預荷田信名日記

延享元年九月廿五日今日宇佐之宮勅使飛鳥井左中將御發遣也御願
 相濟當社へ御立寄御拜禮相濟命婦社へ御參詣也

四年二月廿三日今日太閤御所御參詣也

御殿預荷田信郷日記

寬延元年九月八日庚寅今日辰下刻斗一條攝政公御參詣御拜禮畢而
 命婦社江御參詣

寶曆二年六月三日辰半刻御老中松平右近將監殿御參拜

十四年十月七日、今日大坂御城代松平和泉守様御社参也、

御殿預荷田信邦日記

享和三年二月八日、今日烏丸殿御社参云云、衣冠ニテ御参詣、御本殿、命婦社、并命婦谷へ、御参詣、御歸路田中社江御参詣之由也、

上社彌宜奏公杓日記

文政十年五月廿六日、今日、伯殿表向参詣有奉幣、

天保八年二月廿八日、烏丸殿代参、

九年二月四日、烏丸殿代参、

十年二月四日、烏丸殿代参、

十一年二月九日、烏丸殿御代参、

十五年二月十二日、廣橋中納言殿當社御参詣、八月廿二日、葉室侍從

殿三降参詣、

弘化二年二月廿二日、伯殿御参詣於下御殿於廂御拜、次上社御参詣、神

相殿攝社

台記

久安六年四月廿六日壬申、宿衣詣稻荷社田中、四大神兩社幣加奉之、中社上幣取加、四大神幣於中社奉幣時取加、歸路用婦坂

羽倉文書

一四太神ハ、元延喜式内御諸神社ニテ候、三輪山ノ杉木一本ヲ根ユギシテ、大巳貴神幸魂ヲ齋祭候社也、山上舊地ハ、御前溪ノ上也、今四大神ト稱シ奉ルハ、中社下社上社ヲ合祭シテ四大神ト相傳候然、篠大神之傳有之候、此儀ハ他家之舊記ヲ以可決之事也、御諸神社ノ鎮座由來、神木杉ヲ用ルニ依候歌ニモシルシノ杉ハ、三輪ト當社ニ限り候、

寶御覽

○攝社及末社

一田中社ハ、猿田彦大神ニテ、延喜式内飛鳥田神社也、俗ニ飛鳥田神社
ハ、人丸ト相傳儀ハ、延喜式ニニ名柿本社ト有之故、柿本人丸ト牽合
附會シタル説也、此社、元田ノ中柿、木ノ本ニ在リシ故、田中社、又ハ柿
本社ト號シ候、必人丸ニテハ無之ユト也、

稻荷谷響記

田中社并四太神今所祭相殿五座
中其兩社也

田中社ノ舊跡ハ、東福寺門前田中町ニアリ、今ニ小社アリ、古老傳云、昔
日ハ社地廣大也、今ニ狹キモノハ、延應ノ比、東福寺御建立ノ時、寺家ノ
領地トナルモノ多シト也、
四、太神ノ舊跡ハ、當山ノ麓ニアリ、則毎年正月五日、神官等三峰ノ舊跡
ニ詣ル日、田中社并ニ四、太神ノ舊跡ニモ亦タ詣テ、注連ヲ引ケリ云云、

稻荷社事實考證記

田中社又云飛鳥田神社
一名柿本社

延喜式神名帳云、城州紀伊郡飛鳥田神社、一名柿本社

傳曰、往古、田中社、末社、小鳥社アリ、今此社退轉合祭、神主家宅地ニモ
祭ナリ、

四太神又云御八嶋、又云影向社
又云御諸神社

延喜式神名帳云、城州紀伊郡御諸神社

社司傳記云、當社四太神、和州三輪御同體神也、故ニ從往古宮殿造營
之儀ナシ、然ルニ天正年中、影向社造營、不叶神慮退轉、于今以杉木爲
神影、御影向社是也、

神祇拾遺

田中社 大巳貴命、素戔烏尊ノ子ナリ、

四太神 五十猛命、大屋姫、抓津姫、事八十神四柱素戔烏尊
ノ兒神也

已上二神ヲ加テ五座ト稱ス、人皇八十九代、龜山院弘長三年ニ告有テ、
文永丙寅正月十六日、本宮ニ併奉ル、

神社啓蒙

田中社 在于去本宮北可三十町
田頭也今奉遷本宮

從昔在東福寺邊歟和泉式部詣稻荷之日於田中社邊遇驟雨招農夫而借阿於得詣稻荷集著聞

四大神

拾遺云四柱兒神也云云別又有社流說加田中四大神五座

大日本史二百五十一
神祇

稻荷神社三座略○中文永三年天皇配四大神田中二座於中下二社稱

稻荷五社神祇拾遺摺抄忠富王記東寺文書按世俗以四大神為中社御
子神田中為下社御子神台記久安六年奉幣稻荷社條有加四
神幣於中社田中神幣於下社之語蓋當時已有此
等說至是遂合祀之也但至二社神名今姑闕疑

◎雍州府志三
神祇

田中社猿田彦而掌導諸神者也

四大神住吉四所明神也

◎國花萬葉記一ノ下

稻荷社 攝社

田中社 猿田彦命にして諸神を導引事を主

四大神 四柱之兒神也又曰住吉四所明神也

◎驗の杉

稻荷五社の事

三座にまた二座を加へて五座として祭れるなり其祭始たる頃は詳ならず久安四年の台記に四月廿六日壬申晴宿衣詣稻荷云云自註に田中四大神兩社幣加奉之中社上社同以參詣田中幣於下社奉幣時取加四大神幣於中社奉幣時取加歸路用歸坂とみえたれば久安の頃既に三社の外に田中社四大神社ありて田中社は下社の攝社のごとく四大神は中社の攝社のごとくにて合せて五社ありし趣なり

◎古史傳 第十三段

信友云、或人の説に、伏見、稻荷は、本三座なれども、弘長三年告文ありて、文永三年正月十六日、田中社、四大神を併祭りて五座とせしより以來、稻荷五社と崇め奉れり、神祇伯忠富王、記、永正二年三月七日、稻荷祭禮役勅裁案にも、稻荷五社と見えて、稻荷五社と云くと明なり、此社明應年中、今の地へ造營ありしと云へり、此、或説に、田中社と云ふは、同郡に坐す飛鳥田神社をいひ、四大神とは、是も同郡に在る御諸神社を云といへり、

◎神名帳考證

橋本氏經亮云、伏見稻荷へ、ト三座ナレトモ、弘長三年告文アリテ、文永三年正月十六日、田中社、飛鳥四大神三座ヲ併マツリテ五座トセシヨリユノカタ、稻荷五社ト崇メ奉テ、神祇伯忠富王記、永正二年三月七日、稻荷祭禮役勅裁案ニモ、稻荷五社云トミエテ、

◎稻荷神社考下

攝社田中明神、四大神

稻荷五社ト云フ事明也、又云、此社明應年中、今の地へ造殿云云、田中、明神は、神祇拾遺に、大己貴命と云り、相殿に、大年、神を併祭れり、此神は、稻荷、宇迦之御魂の御同母兄に坐は、古事記に見えたるを上にもいへり、御名の義は、賀茂縣居、大人の祝詞考に云、祈年祭年とは、五穀の中に專マカ稻をいふ、春種子を水に浸すより、冬をさむる迄、一年を経る故也とあれば、大年とは、大は、崇稱マカる詞、年は、稻なり、穀物に大なる御功德坐により、此御名を負給へる由なり、然る事にて、祈年祭、祝詞にも、御年皇神等、能前爾白久とて、朝家に殊に、田穀の豊熟を祈らせ給ふは、此神を始て、御弟の宇迦之御魂より、御子の御年神、御孫の神等に至、マカて、都て食の上につきて功ある神十柱餘、坐て、神功を次第に傳て、御功德とり、マカに坐故に、御年

皇神等として殊に祭られたりけり斯在ば國々にも大年神社多き理なり後に此山の攝社に併祭れるも所以なきにあらず古今著聞集卷五に和泉式部しのびて稻荷へ参けるに田中明神の程にて時雨のしけるにいかゞすべきと思ひけるに田刈ける童の襖と云物を借て着て参りにけりと見えたるは即此社なり東福寺の東南より稻荷山に至る坂路を還坂また車坂とも云ふ此山に詣る古道にて此坂路の邊に田中社は有けるよし云傳ふ山城志卷六云田中神祠有二一在東福寺門前田中町一在横大路村寛正二年將軍家施畷文収祝家相傳山槐記所謂鳥羽田中新殿鎮守神也といへり此横大路村なる田中社は別社にて今の田中町なる社ぞ此山の攝社なりける

四大神は神祇拾遺に五十猛神大屋姫抓津姫事八十神と云り日本書紀神代一書曰素盞鳴尊帥其子五十猛神降到於新羅國云云

初五十猛神天降之時多將樹種而下然不殖韓地盡以持歸遂始自筑紫凡大八洲國之内莫不播殖而成青山所以稱五十猛命爲有功之神即紀伊國所坐大神是也又曰素盞鳴尊子號曰五十猛神妹大屋津姫命次抓津姫命凡三神亦能分布木種即奉渡於紀伊國也など有て斯三柱の神の御名は見ゆれども彼事八十神と云御名は正傳には見ゆる事なし舊事紀卷四に大已貴神兄事八十神と云るを古事記に併考ふれば唯八十神とありて一柱の神名にはあらず大已貴命の兄弟の八十神等を云ふ也又須佐之男命の御子の次第を云ふに抓津姫神の次大已貴神の上に事八十神を出せり是また古事記日本書紀一書に大已貴神は須佐之男命六世孫と云て其御世次さへ明らかかなれば論無き上に事八十神と云御名は更に見えざるなり然在ば舊事紀の非なるは云ふ更なり此社の一座を其神にて坐といへるにて此四大神の傳は皆信難し

津國西宮相殿の一座にも、事八十後世に、舊事紀を眞實の古史なり
 神を祭ると云は、共に誤なるべし、後世に、舊事紀を眞實の古史なり
 と思ひ、謬めて、信用ふる人の、紀伊國に名立る三柱の神に、此神を
 合せて、此社を其四柱の神ぞと偽説せしに、そ有ける、正傳ならむ
 には、斯在神はあるべきにあらず、神祇拾遺の此社の傳は、信難し
 今按に、葛野郡松尾神社略○中七社の中なる四大神の傳に、若年神
 夏高津日神、秋比賣神、久久年神、四座を併祭る由云るは、正傳と覺
 ゆ、此山の攝社の四大神、社も、其神等を祀れるなるべきを、後、人古
 傳を失て、あらぬ説を云なるべし、略○中此四柱を一年神として、取
 別て祭る故は、自然に四時に御年を守幸へ給ふ御功德備はり坐
 りといふ古傳ありて、松尾にも此山にも、此神等を一社に齋祀れ
 るに、そ有む、殊に稻荷の宇迦之御魂には、深き因縁ある神と思は
 るゝなり、略○中さてまた橋窓自語に、稻荷五社の中なる田中社は、
 式内の飛鳥田神社、四大神は三諸神社なりと云るは、奈何ぞや、信

難し、山城志卷六云、延喜式曰、飛鳥田神社、柿本、在、横大路村、南、其東、
 曰、柿内、上梁文曰、飛鳥田大明神、造脩、應永廿五年九月十五日、別當
 伴、清貞、神主、清廣、とあるよしなり、又云、御諸神社、在、伏見、稱、御香、宮、
 天正中遷、大龜谷八科嶺、以爲、城隍、神、慶長八年、復鎮、故地、見、西方寺、
 古圖と云り、山州名跡志卷十三にも、御香宮、傳云、所祭神、凡九座之
 中、一座、延喜式御諸神社是也、と見ゆ、田中神、四大神の二座は、式内
 の飛鳥田、三諸の二社にあらざるは、いちじし、

境内攝社

官幣大社稻荷神社明細圖書

一攝社大八嶋神社

周圍玉垣而已

祭神 四太神トモ、三輪大神トモ云へり、

附録

板根屋玉垣、長延拾八間八分八厘、
高サ四尺、

地坪貳拾五坪四分、

建築年度不詳

境外攝社

山城名勝志十六紀伊郡

田中明神坐大和路稻荷社北五町半

古今著聞集五

和泉式部忍て稻荷へ参けるに、田中明神の程にて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童の、あをといふものをかりて、きてまゐりにけり、○下略詳子稻荷附條

山槐記

治承二年十一月十二日辛未、中宮告着、御産氣着、召使并諸人、從者等、奉神社佛寺等、神社四十稻荷、田中等、一ヶ所内、

御殿預荷田信友日記

元祿七年九月十六日、今日、田中社下遷宮也、

上社祝秦公昌日記

嘉永三年五月廿五日、田中社修覆出来、付、今晚酉刻正遷宮也、

官幣大社稻荷神社明細圖書

境外攝社田中神社明細圖書

一京都府下京區第三拾壹組本町通廿町目鎮座、

一稻荷神社攝社無格社田中神社、

一祭神 田中大神 神名不詳、

一鎮座年月并由緒不詳、

一境内坪數 百三坪三分六厘、

一建築年度不詳、

一本社へノ距離凡六町、

表門并中門之圖 ○圖

表門

柱真六尺四寸 上棟ヨリ石口マテ九尺壹寸五分

柱見付六寸八分見込五寸四分
板屋根壹坪貳分五厘
表板屋根玉垣長六間四尺八寸
高五尺三寸五分

中門

柱真真四尺六寸
棟桁上ハヨリ石口マデ六尺九寸
柱見付六寸見込四寸貳分
屋根瓦葺九分貳厘
瓦屋根玉垣四方長延拾貳間四尺貳寸
高五尺貳寸

社殿 檜造丹塗

此建坪九分

桁行柱外面ニテ七尺五分
梁間同 四尺六寸五分
軒桁上ハヨリ石口マデ八尺貳寸
前拜軒桁上ハヨリ石口マデ七尺三寸
丸柱徑四寸五分角柱三寸五分
屋根檜皮葺拾坪五分六厘

稻荷谷響記

一白狐社

西向

境内末社

右社ハ、上御殿之北瑞垣ノ内ニ在ス也、間數表七尺二寸、奥行壹丈貳尺五寸、但丹塗金物アリ、後ロニ狐穴アリ、所祭專女三狐神也、近代神前ニ木像ノ白狐ヲ安置ス、故ニ白狐社ト云、昔山上ニ命婦社ト云アリテ、則テ三座下山ノ時、三座ノ側ニ遷サルト云ヘリ、社司等天正記ニ、奥之命婦社ト見エタリ、

一長者社

南向

右社ハ、上ノ御殿麓北ヨリ乾角ニ在ス、間數表四尺貳寸、奥行六尺、丹塗彫物金物飾アリ、此社ハ秦氏ノ社司等ガ祖神也、所祭秦氏長者祖靈神也、故長者社ト云、秦系ニ當社ノ攝社、秦宿禰等之祖神也、秦氏長者奉齋祭、故謂長者社

一荷田社

南向

右社ハ、長者社ノ次東ニ相並ヘリ、間數表三尺、奥行四尺、丹塗也、此社ハ荷田氏ノ社司等ガ祖神也、故ニ荷田社ト云、

一五座相殿

南向

右社ハ、荷田社ノ次東ニ相並ベリ間數梁行四尺桁行壹丈丹塗所祭中央若王子左日吉右猛尾東八幡西蛭兒以上五社也、

一兩宮社伊勢兩大神宮也

南向

右社ハ、五社相殿ノ次東ニ相並ベリ間數表五尺奥行三尺八寸白木造也、

一熊野社

南向

右社ハ、藤尾社ヨリ三十步餘東ノ方ニ在ス小祠ナリ表間貳尺六寸奥行三尺三寸ニシテ丹塗ノ社是也、

一藤尾社

又云崇道天皇社
又此地云天皇塚

南向

右社ハ、表鳥居ヨリ四十步餘入于北側ニ森アリ此所ニ在ス社是也間數表貳尺四寸五分奥行三尺貳寸ニシテ丹塗ノ小祠也、

此神ハ、藤森神社ニ勸請シ奉ル崇道天皇也永享十年四月十八日奉遷于藤森社也藤森社ト稱スルモ藤尾山ヨリ天皇ヲ勸請シ奉

ルガ故ニ云爾此古説也每歲五月五日藤森祭禮ノ夕神輿三基藤尾神前へ神幸アリ稻荷社ヨリ神饗シ奉ル此時當社神官等件ノ神輿ヲ迎へ奉ル當社社式ノ一也、

◎菟藝泥赴四ノ上

稻荷社

末社

天皇社 今の藤森崇道天皇也、今天皇塚と云ふ、

◎雍州府志神社門三

藤杜社 在稻荷社南是所祭早良親王也、○中略斯社始在今稻荷社地弘法大師稻荷神社自山上移今處時令移藤杜社於今處今藤杜祭日於稻荷馬場有競馬之儀是元依爲藤杜之地也舍人親王攝社而是元地主神也今稻荷社馬場北有天皇塚是則所葬舍人親王也、

◎延喜神名式比保古畿内山城二

稻荷神三社

起謂今社地藤尾郷也、以舍人親王之神靈祭此地、號藤尾大明神也、其後以稻荷三神遷此地、以藤尾神遷藤森、號藤森弓兵政所、今藤尾號稻荷村也。

◎花洛名勝圖會東山之部 八

藤尾社樓門と鳥居の間北側にあり、當社は藤森の舊祠なり、彼社神事す、藤森記云、葬于山背國深草山麓、藤尾社は古藤森なり、今稻荷本社の後林中椎の古木有の地、人漫りに入れば崇るといふ、疑ふらくは親王の墓所ならん歟。

◎正祝秦公杓日記

天保十年三月十六日、此日熊野社假遷宮、四月廿五日、熊野社修覆出來ニ付、今晚刻正遷宮也。

桂宮日記

延享二年○櫻町十月十一日己酉、已剋過大御所、○宗仁詣玉山稻荷給

御烏帽子御道 供奉、伴助岑、近習鴨祐重、藤行藏、外模、御茶道、木村運、還御西服御着貫、加藤永忠、富田丹治、各著羽織袴、御茶道、等也。

稻荷神社記録

玉山稻荷神社御遷座略記

玉山社御由緒書 ○舊神職松室重勳ヨリ宮内省へ差出シテ記録

玉山稻荷大明神御鎮守之儀者、東山天皇御在位之御時、宮中ニ被爲祭候御鎮守ニテ、寶永五年十二月、依仰御預リ奉申上候、

於當社者、社地社領之類無之候ニ付、年年爲神供料、白銀貳拾枚ツ、御貸被爲在、二月初午、四月八日、十一月八日等之御祭日ニ、御祓獻上仕候得者、金貳百匹宛被下候、

一時時御撫物被下候テ、返獻之節者、白銀五枚宛御奉納被爲在候、一御造營御修覆等之節者、職人ノ積書ヲ以テ御願申上候ハ、願之通被仰付候、

一御一新之後、明治三年七月、十二月、同四年七月等三ヶ度、宮内省ヨリ白銀拾枚代金六兩壹分被出候、
 一御祓獻上モ、明治四年二月初午、宮内省へ差出候處、此後者御沙汰有之候迄不及獻上旨、從宮内省被申渡候、然ル處、明治四年十二月、從御内儀御備物御差止メ之旨、御達ニ相成候得共、神慮之程モ恐多奉存候ニ付、至唯今、私費ヲ以神供已下諸費仕居候、御調ニ付此段申上候、
 京都府管内、山城國愛宕郡第壹區高野村鎮座、東山院天皇御尊敬之玉、山稻荷神社、寶永五年ヨリ、同府貫屬士族松室重勸御預リ申居候處、宮内省ヨリ神體其儘打捨候事ニモ相成間敷儀ニ付、伏水稻荷神社へ合祀可有之旨、京都府へ御達ニ相成、即當社へ合祭可致、該廳ヨリ御達有之候處、當社本宮へ合祭難致候間、御神祠共御遷座ニ相成候様、該廳へ協議之上、其經費積書ヲ以テ申立候處、本月十日、宮内省ヨリ御下渡ニ付、別紙略圖之通、御境内差障無之場處ニ建營仕度、依之圖面相副上申

仕候間、至急御指令被下候様、此段奉伺候也、○圖

但シ御遷宮日ハ、伺濟之上追而申牒可仕候、

七年十月十二日

稻荷神社大宮司安江靜

教部大輔宍戸璣殿

指令朱書

伺之通

明治七年十一月六日、午後三時御着興、八時若宮殿へ假御遷宮相濟候事、

八年四月一日、神殿建築○舊大落成一付、上棟祭執行、○式并祝詞略

同月二日夜正遷宮、

玉山稻荷神社之儀、當社之末社ト相心得候テ宜哉、此段奉伺候也、

明治八年二月十日

同 少宮司野間正綱

稻荷神社大宮司安江靜

教部大輔穴戸璣殿

指令朱書

伺之通三月廿三日

松室重勸ヨリ引渡相成候神寶左之通

玉山社神寶

一東山天皇御寄附御劔

貳振

一後桃園天皇御詠草

壹枚

一光格天皇御寄附御産衣

壹重

一仁孝天皇御手鏡

壹面

一仁孝天皇御畫

壹卷

一御鏡

壹面

一神輿飾附共

壹基

右之通正ニ御引渡申入候、仍爲後日一札如件

明治七年十一月

御鎮守預士族松室重勸印

稻荷社

神官御中

官幣大社稻荷神社明細圖書

一末社

白狐社

祭神

不詳

兩宮社

祭神

伊勢兩宮

八幡宮社

祭神

應神天皇

日吉社

祭神

大山咋神

若王子社

祭神

不詳

猛尾社

祭神

須佐之男大神

蛭子社

祭神

事代主神

長者社

祭神

玉依比賣神

荷田社

祭神

荷田殿 嗣 早 龍 四靈合祭

熊野社

祭神

伊邪那美大神

藤尾社

祭神

崇道盡敬天皇

玉山稻荷社

祭神

本社ニ同シ

境外末社

一境外末社

命婦社○上下

祭神

稻荷大神分御靈

大神宮社

祭神

伊勢兩宮

京都府山城國葛野郡西九條村○現今京都市ニ編入、鎮座、由緒詳ナラズト雖往古ヨリ此社地ヲ以テ御旅所トス、

○舊神官及附屬諸役

秦氏 二十二社註式

稻荷

神官諸役員數

人皇四十三代元明天皇和銅四年辛亥始顯坐伊奈利山三箇降平處是秦氏祖中家等拔木殖蘇也秦氏人等爲禰宜祝供仕春秋祭○又見于諸社師光年中行事、年中行事秘抄等

業資王記

正治元年○土御門天皇八月十四日稻荷社司可定補之由爲次權□奉行被仰下下社禰宜忠清元中禰宜公盛元上上社禰宜重家元中今度大略被行轉任云云

神祇正宗

伊奈利ノ禰宜祝部等ハ秦氏ノ者也

稻荷谷響記

神官員數

一神主三人

右ハ下社神主、中社神主、上社神主、以上三神主ト云也、此職ハ秦氏ノ

禰宜祝等轉任之職ニシテ、繪旨口宣ヲ以テ被補之、又三神主ノ中ノ一臆ヲ以テ被補社務、此ヲ一社ノ總官ト云テ、最モ重職也、

一御殿預、目代各一人

御殿預ハ、御殿ヲ預ル故ニ云、御殿預家ヲ竈家ト云是也、

目代ハ、一社ノ總目代也、右件ノ兩職ハ、荷田氏ノ職權ヲ以テ被補之、是神祇伯家補任セラル、ノ職也、

一禰宜祝十人

右ハ下社ニ禰宜祝五人、中社ニ禰宜祝二人、上社ニ禰宜祝二人、田中社ニ祝一人以上合テ十人、秦氏ヲ以テ被補之、或ハ神主等不參シ時、禰宜祝等其闕職ヲ補フ、凡ソ下中上社ハ他姓ヲ不混、秦氏一格ニテ奉仕進退スルコト自古至今、凡ソ神主禰宜祝ハ秦氏次第轉任之職也、

一權職二人

權職トハ、權預、權目代等ヲ云、是荷田氏ノ人ヲ以テ被補之、

一神子二人

右本山ニ於テ神樂ヲ奏スル巫女也、

一神人五人并職事

右神事ニ預ル役人、各紀氏也、職事トハ、一社ノ職事也、神人一臆兼役也、

一雜仕一人

右ハ、社司等神事ニ隨フ節饗宴等ノ事役之、紀氏之人也、

一神樂男一人

右、本山ニ於テ神樂ヲ奏スルノ役人、紀氏ノ人也、

一衛士三人

右、於神庭燒燎ノ事ニ預ル役人、於旅所兼役是亦紀氏ノ人也

正官

御殿預 稻田信邦 日記

文化二年三月十六日、西町奉行江差出候當社正官之來歴左ノ如シ、
就御尋口上之覺

一當社正官五人歷代之儀、御尋御座候、此儀右正官五人と申候ハ、社務、
下社神主、中社神主、上社神主、御殿預、目代の五人を以正官五人と被
相立候、右之内、社務、中社神主、上社神主、三職之儀ハ、社司禰宜祝之内
より轉任職ニ而、以次第昇進被仰付候、尤蒙勅裁繪旨口宣等、度毎ニ
被下置候、御殿預、目代兩職之儀者、譜代職ニ而、代代父子次第ニ昇進
被仰付、權御殿預、權目代より昇進被仰付候、右五人を、文明年中より
正官五人と被相立候儀ニ御座候、右之外、禰宜祝權職等十三職有之、
各前文之通、以次第昇進被仰付候、右社司共儀者、和銅四年當社明神
御鎮座以來凡千九拾年餘、社職無斷絶相勤、賀茂下上、松尾社司等同
様ニ、血脈相續ニ而、他姓之混雜無之、只今ニ至、代代相續仕候、秦氏元
祖之儀者、秦伊呂具、荷田氏元祖之儀者、荷田殷、右兩姓之社司、和銅年

中御鎮座以來、連綿相續仕候儀ニ御座候事、
右之通相違不申上候以上、

文化二年丑三月

同 目代 羽倉伯耆守印

同 御殿預 羽倉攝津守印

同 上社神主 中津瀨陸奥守印

同 中社神主 大西下總守印

同 稻荷社務下社神主 大西三位印

御奉行所

職名及位階

稻荷社月番雜記

明治四年 月、太政官江差出候書附左之通、

一社中職名、位階、家筋世代、附近年社僧復飾等之別、

下社神主

中社神主

上社神主

御殿預

目代

正禰宜

中社祝

上社祝

權御殿預

權目代

一位階

上古之官位、每家系譜之内ニ記候得共、任叙年月日未詳分茂有之候、尤中置年齡等不分明候得共、中世後者五位立、至其後追追加級、一同正四位ヲ爲極、社務、下社神主、中社神主等ニ被補候得者、從三位、或ハ正三位ニ拜叙候、○家筋世代

姓氏及種族

稻荷神社由緒調書

一古來奉仕セシ姓氏種族並沿革

當社往古ヨリ奉仕セシ姓氏種族ハ二姓トス、

秦姓

大祖伊呂具

賀茂建角身命廿四世、賀茂下社禰宜賀茂縣主久治、夏季子、或名作鱗、依勅命、和銅四年二月壬午、祈年祭於當社奉仕、天下農年、賞

其功、改賀茂氏、賜姓秦公、厚褒賞焉、上古用波沱二字、不混他姓、子孫永宜爲伊奈利社禰宜、祝有詔旨、

本家三家

大西氏 松本氏 森氏

分家七家

東大西氏 南松本氏 祓川氏 毛利氏 中津瀬氏

鳥居南氏 安田氏

右轉任職 神主禰宜、祝、年功進職ニシテ、何レモ慶長以來非藏

人ヲ兼勤ス、

荷田姓

大祖殷 嗣 早 龍谷云龍頭太

以上四靈合祭爲荷田社、弘仁以後以十二月

雄略天皇皇子磐城王裔、和銅四年御鎮座後爲祠官、

本家貳家

東羽倉氏御殿預家 西羽倉氏目代家

右譜代職 御殿預目代家督直襲

東羽倉氏ハ、又薩家トモ云、御殿預ヲルヲ以テ、本殿並初午賽錢ヲ
收納ス、故ニ非藏人ヲ兼勤セス、西羽倉氏ハ、慶長非藏人御再興以
來之ヲ兼勤ス、

分家貳家

京羽倉氏 北羽倉氏

右當職無シ、氏人而已、何レモ慶長以來、

右之外

神人職

尾崎家 五家

辻家 壹家

社僧元愛染寺復飾

愛川家

荷田氏

羽倉文書

荷田合祭山背大兄○聖德太子之子之事、慥成記文有之哉と御尋候へど、此儀
は家の面目にも成不申事歟候へば、さして用かたく候へども、此事承
及居候故、大藏少輔存生之内、隨分吟味仕候處、花山家記録の中に慥に
有之候段承合候間、先書に申遣し候通、我等申儀相違無之段は、花山自
觀殿へ密密御申入仕候へば、分明に御座候、必外へ御申觸候事無用に
候、花山家ならては此事外書にも見へ不申候へども、花山殿家記録慥
成事故申遣候、○下

霜月十日

羽倉 齊(花押)

羽倉駿河守様

御返事

○ 荷田家名乗字の傳之事、先書に主馬方へ重而可申遣と申候得ば、白川

殿元祖伯職を延信と申候此延信荷田家内縁に依て延信の二字を兩家へ被下候御傳に而於于今信にては延にては必通字に用候と承候此義は伯殿へ申合候へば行行證明之記も出來候へども只今之大納言御申出候事御無用に存候延信と申御方は花山院の御子彈正尹清仁親王の御子に而これより白川殿譜第之伯職に任じ被申白川家神祇伯の元祖ニ而御座候此義も大藏少輔存生之内吟味いたし候事ニ而御座候へども時節到來不申候ゆへ申出候事却而いかゞと延引之内大藏卒去いたし候へば我等一人之外口外不申候爲御心得如此候此事信詮公へ通字の事尋候へば伯家よりもらひ候よし御物語ニ而候へば伯家よりもらひ候ては規模に成不申事故その通と存候へども大藏など其後吟味いたし申候へば親王の御子ニ而伯家元祖より候へば申うけ候ても家瑾には成不申後世却而規模にも成候間兼て左様に御心得可被成候延信の御事は伯殿へ御尋候ても能知申事

にて候

霜月十日

羽倉 齊(花押)

羽倉駿河守様

御返事

○ 當社參錢之事同二月初午共如前前其方可爲進退之狀如件

天正十二二月十五日

立以(花押)

稻荷

竈殿

◎國花萬葉記一の下

稻荷社 社家

- 松本主水
- 松本信濃
- 大西備前
- 大西主税介
- 松本左京
- 羽倉主膳
- 羽倉豊後
- 橋本長門

雜

橋本若狹 森 出雲 森 加賀

◎和漢三才圖會七十二之本

稻荷社

社家 松本氏 大西氏 坂川氏 羽倉氏 毛利氏 共秦姓 行事人

◎山城志 六 紀伊郡

稻荷神社三座

有社司十七家、神人五家、神巫、神樂人、御樂人、衛士、白丁等、

旅所役人

稻荷谷響記

一旅所神人二人

右旅所ニ於テ神事ニ預ル役人、生嶋、田中ノ両氏也、

一旅所神樂男員數不定

右旅所ニ於テ神樂ヲ奏スル役人也、

◎諸國年中行事大成 三月

◎稻荷社月番雜記

今旅所の神主ハ、田中氏、生嶋氏、これを掌る、

明治三年十一月十二日、神祇官ヨリ御尋之次第ニ付、總代持參差出候書面左之通、

一當社旅所之輩身分之儀、往古者、從本社神主職兼帶仕、諸役人モ相應御座候得共、應仁年中兵亂後衰微ニ及、神輿渡御之祭禮式モ遂ニ中絶仕、旅所社頭荒廢シ、境内モ近村ヨリ守護仕居候處、其後洛西大將軍社人生嶋、道祖神社人田中等へ相語合、例年神幸ヨリ還幸迄御旅出廿日之間、神役勤仕申付、猶神樂方職、雜役人、追追他社ヨリ兼勤罷在候、依之慶長十九年、生嶋與助ト申者へ證文申付、旅所相預ク、續而寛永廿一年、生嶋右京進ト申者へ證文申付、其後慶安元年、田中久太郎ト申者へ證文申付、已來繼目之禮、年頭之賀役人等、總而從本社申渡支配仕、唱神人、御旅中

廿日之間相勤候ノミニテ、平常ハ夫夫其本職社地ニ罷在宗門
改等總而其在所ヨリ差出當旅所之戸籍ニハ入不申地所之雜
務ハ九條村ヨリ取斗候由ニ御座候、

明治三年庚午十一月

稻荷社司總代

神祇官

御役所

社 僧

稻荷谷響記

一本願所號愛染寺

右本所ニ在リ、社司等集會所ヲ云也、文祿年中ヨリ始メテ爲留守居
社司ヨリ僧一人差置之、

◎雍州府志神三社

稻荷社 古有供僧數十員、與坊舍斷絶其坊名爲田疇之號、今所存
之愛染院者、當社修造之本願人、而勸進聖也、倭俗呼僧或稱聖、凡斯

社破壊則斯聖勸尊卑諸人而請造營之資料者也、毎年正月五日、五
月五日、九月五日、社家各聚斯院、是則舊例、而謀社頭修補之微意也、

○山上の舊跡

神 蹟

雍州府志九古跡門

三峰 在、稻荷山上、三峰相連、是稻荷神始鎮座之處也、土人謂御壇、影向、
杉樹在、斯處、倭俗神之降臨、曰、影向、毎年正月五日、社家各詣斯處、稱御山
參、○又見子
日次紀事

稻荷谷響記

稻荷山三峰

當山ノ絶頂ニ有三峰、自餘十町餘各相次デ高シ、上社中社下社三所、神座、舊
跡也、今ニ是ヲ上塚中塚下塚ト云フ、三峰古圖ニ、上塚南向、中塚西向、下
塚西向云云、所謂三峰三所ノ社ヲ山下ニ遷サル、今是ヲ上之御殿ト

稱シ奉ル相殿三座也、

同人呼塚命婦塚是也

人呼塚ハ下塚ノ邊ニアリ、○中下塚ト中塚トノ間ニアル塚是也、命婦

社今云白狐社荷田社
兩社御鎮座之所ナリ、

同荒神塚

社司等傳來記云、荒神塚者、所祭山神也云云、地主之神四太神

同御前谷又云遙拜所

御前谷ハ、石燈籠自坂至三峰道筋也ヨリ東へ三町餘、奥へ行クハ一溪アリ、此ヲ

云也、言心ハ、三峰三所ノ神前ノ谷ナリ、又谷ノ上ニ有古跡、此ヲ遙拜所

ト云也、社司等傳來記云、昔日三峰ニ詣スル人、坂路峻阻ニシテ登ルユ

ト難キ者ハ、此所ニ於テ遙拜セリ、故ニ遙拜所ト云、又前溪ヲ御前カ谷

ト云也、

右毎年正月五日ニ當社ノ神官等追遠、三峰ニ詣テ、神座ノ古跡ニ悉

ク注連ヲ引廻ス、此日遙拜所ニ於テ、神酒供物等ヲ三峰ニ奉リ、神官等モ又直會ヲ以テ設宴祝、此所ニ於テ三峰三所ヲ祭ルモノハ、現ニ遙拜所タル證據也、

同劔石附燒刃水

劔石ハ、御前谷ヨリ上塚ニ至ル道ノ傍ニ一ノ古跡アリ、又一ニ劔鑢ト

書ハ誤也、此古跡別ニ有傳、猛尾、蛭子、熊野社等之末社、御鎮座之地ト云、

劔石ヨリ十步餘リ下テ有清水、此ヲ燒刃水ト名ク、今ニ存在セリ、

同雷石

雷石ハ、劔石ニアル大巖是也、古老傳云、昔此所ニ霹靂セリ、神人咒、雷縛

此岩、因以云爾也、當社素氏之祖神長者社御鎮座之地也

稻荷社事實考證記上

三峰三所舊跡本宮下中上社三社是也

御膳谷前谷御神饗殿并竈殿舊跡、

社司傳來記云、龜山院御宇文永年中、始而田中、四太神、祭禮同日合祭、此時以前、本宮下中上社、三社之御膳殿也、合祭之後、爲五社之神饗殿、其傍有竈殿今云神供所ナリ、是往古造立ナリ、權祝秦親賢云、○次第ニ麓ヨリ登ル見付ノ降、昔石燈籠跡、則山名石燈籠ト云、ソレヨリ壹町斗東行、北へ壹町斗行キ、巽へ指タル谷アリ、山名エゼンガ谷ト云、其谷ノ指口ニ昔、下ノ御殿トテ、田中、四太神トモ五社、西面跡東向云云、

劔石又雷 舊跡長者社是也、又云鴨社

荒神塚舊跡

地主神三諸四太神ヲ奉齋トユロノ舊地ノ趣、傳記ニ見エタリ、

荷田社荷太夫神、龍頭太

每歲十二月十三日荷田氏第一奉祀ノ社ニシテ、永享十年正月五日遷于山下云、

官幣大社稻荷神社明細圖書

一山上七箇所神蹟

内

- | | | |
|-----|------------------|----|
| 下峰 | 下社神蹟 | 一座 |
| 中峰 | 中社神蹟 | 一座 |
| 上峰 | 上社神蹟 | 一座 |
| 荒神峰 | 攝社田中神社神蹟 | 一座 |
| 劔石 | 末社長者社神蹟 | 一座 |
| 荷田社 | 末社荷田社神蹟 | 一座 |
| 御膳谷 | 往古此處ニ於テ神饗ヲ調供セリト云 | 一座 |

◎社務所日記

明治九年十二月教部省へ差出候、七箇所神蹟へ標石建設伺書左ノ如シ、

當社三峰御神蹟ハ古來御由緒有之所ニ候得共、現今周圍盡ク官山ニ相成、小祠モ無之候間、自然堙滅ニ屬シ候哉モ難量、深ク恐懼仕候依之、漸次一社社入金ヲ以テ、縱五尺横三尺位ノ石ニ、上稻荷社御神蹟ノ字、并ニ現在境内ノ反別坪數等ヲ詳記シ、又立石ノ年號月日ヲモ記シ、右七箇所御神蹟入口ニ建設、永世不朽ニ保存仕度、此段御差間無之哉奉伺候也、

九年十二月十三日

大少官司連署

教部大輔穴戸璣殿

指令明治十年四月十一日

書面七箇所神蹟江標石建設之儀差間無之候事

車坂及坂

雍州府志九古跡門

車坂 自東福寺南山中至三峰之路也、古、行幸之車自是過云、一説ニ、田中社亦古在斯路、然則是古詣稻荷社之人過斯路者乎、○又見于山城名勝志稻荷神社考

稻荷谷響記

坂

坂トハ、還坂車坂ノユトナ云、古老傳云昔大和大路ヨリ三峰ニ詣ルノ坂道アリ、此ヲ車坂ト云、又坂道アリ、還坂ト云也、又今熊野ヨリ三峰ニ至ル巡路アリ云云、今按ニ、各其坂道存在セリ、車坂ハ、古池ノ北ニ相當レリ、古老傳云、昔日行幸ノ御車、此坂ニ至ル故、車坂ト云フト也、按ニ、車坂ノ道筋、東福寺ニ至ル、此ヲ東福寺ニ於テハ、今ニ御車山ト號セリ、元來大和大路ヨリ三峰ニ詣ルノ本道也、然ニ延應元年ニ、九條道家公、東福寺御建立之時、寺家ノ領掌タリ、又還坂ト云ハ、車坂ト云ヨリ南ニアル坂道也、則テ三峰ニ詣ル人ノ下向道ニシテ、尤モ便路也、台記ニ、歸路用歸坂トアル語是也、

大鏡云、いなりの坂にて、此女ども見奉りけり云云、

閑居友云、ちかどろいなりの返り坂に、峰の上にあやしのことみひとつ

打しきて、としいとおいたる入道ひとりゐて、西に向ひてゆふ日をお
がみて、さめくとなくあり、
定家文書云、法性寺俊成卿御墓山林之事、ひがしは上のいなりのかへり坂のとなり、
南への谷をかざりてなり、北はいなりのかへりさかのみちをかざり
てなり云云、

尺素往來云、相當初午候、御參詣勿論候歟、然者於、還坂邊例式、差櫛一個、
縛桿三、檜破子、取肴、風情可令用意候、

正法別傳云、建曆二年冬十月、移崇福寺、俗呼稻荷還坂金塔是也、○大鏡以下五項又見于山城名勝志

◎台記

久安六年四月廿六日壬申、宿衣詣稻荷、田中四大神兩社幣加奉之、中社上社同以參詣、○中略
歸路用、
歸坂、

◎山城志畿内部分六

稻荷山○中略、申坂還坂俱在、山北面謂之古道云々

◎蜻蛉日記

神かみとのほりくたりはわふれともまたさかゆかぬこゝろこ
そすれ

◎爲尹卿千首和歌

山人のいまうちむれて歸り坂その初むまのおもひ出つゝ

◎堀河百首

おそくとくやとを出つゝ稻荷坂のほればくたる都人かな

◎永久四年百首

いなり坂さかしくとまる心かなみな杉の葉をふけるいほりに

◎忠見集

戯れの身にしあらねは稻荷山祈る日よりそさはゆきける
神のやとみつの社に祈すとけふより君とさかはゆかなむ

房崖

房崖ハ、三峰ヨリ谷ヲ隔テ北ニ相當レリ、古老傳云、昔讀經セシメラル、ノ由蓋シ道場ノ跡ナルヘシ、

雍州府志九古跡門

房崖 在、御前溪之北、古僧房在、斯處、昔日溪間有、瀑布泉、今、則亡、暗水涓涓而已、若、遇、炎旱、則、村民叩、岩、求、雨、必有、應云、〇又見于山、城名勝志

稻荷谷響記

僧正峰

僧正峰

眞言傳權僧正 稻荷山僧正峰、此僧正行ヒ給ヒケル跡トナン申シ傳ヘ侍ル云云、〇又見于山、城名勝志

扶桑略記淨藏或居、稻荷山、護法隱形探花汲水云云、

淨藏傳云、棲、稻荷山、令、神童執、花水云云、

古池及新池

池

當山ニ池二箇所アリ、新池古池ト名ク、新池ハ、今ノ本社ノ前ヲ經テ、山中ニ入ルユト五六町奥ニアリ、古池ハ新池ヨリ三四町計北、車坂ヨリ二町餘リ南ニアリ、新古ノ名ハ、築ク時ノ先後ニヨル也、此池ハ、村民神田等ヲ作ル用水トナレリ、則テ池水當社ノ祓川ト云ニ流テ、大和大路ヲ經テ、西ニ流テ賀茂川ニ入合ス、按ニ、法性寺俊成卿御墓山林寄進狀云、東ハ上ノ稻荷ノ下返、坂毘沙門谷ヘ行シ道ノ通、云云、南西東ヘノ谷小池ノ上、南ノ山ヲ限リテ也云云、所謂小池ハ、古池ノユトナルヘシ、又新池ノ邊、西北方ニ、弘法之池ト云アリ、古老傳云、空海爲、村民、築、一池、故、弘法ガ池ト云也、此池、今ハ池水涸渴シテ松柏長茂シ、其名跡アルノミ也、

山城名勝志

紀伊郡

池今本社、東北五六町許、入山中、有池、號、新池、又古池、在山奥、

歌枕池の面にかけをうつさは稻荷山みつの御垣に波やたつらん見〇又

瀧

山城

稻荷谷響記

瀧

瀧ハ御前谷ノ北ニアリ、今ニ微水アリ、其流水泉涌寺ノ堺、谷川ヲ流レテ東福寺通天橋ヲ經、大和大路三橋ニ至リ、西ニ流テ賀茂川ニ落合ヘリ、

山城名勝志 紀伊郡 十六

瀧 本社奥十町許、房崖有瀧跡、今水涸少水而已、此流在社頭北、曰被川、

拾遺瀧の水かへりてすまは稻荷山なぬかのほりししと思はむ又○

見子山州名跡志、山城志、諸社一覽等、

獨鈷水

稻荷谷響記

獨鈷水

神前ヨリ山中ニ入ルユト七八町計奥深草山へ至ル道ノ傍ニ有井、古

老傳云、弘法大師獨鈷ヲ以テ此井ヲ掘ル、因テ以テ云爾也、此井水、旱魃ニアフテモ不渴、依之早スル時、村民井ノ本ニ至テ雨ヲ祈レバ必有驗、此井水流レ出テ新池ニ至レリ、○又見子山城志、

○雜 載

壬生家古文書

正治元年四月三十日、見付伊勢太神宮別社、小朝熊社御前御鏡二面内一面不御坐者、○下

寛喜二年八月五日、自稻荷山嶺奉掘出件神鏡、依去正治犯人貞長法師自首狀也、

◎神社啓蒙

問、當社以伊勢太神宮神鏡爲壘、蓋有諸、曰否、上古有妖僧、竊小朝熊神鏡藏當山、爲飛來也、然有勅責妖僧、且還神鏡耳、此外嘗不及見乎、

壬生家古文書

治承四年六月十六日、稻荷社司等注進云、下社御寶殿南脇、口徑一尺樹一本、今月十六日申時、無由顛倒、打損熊野若王子御寶殿了者、被行御卜之後、宜仰本社、且注進神事違例穢氣、且祈請公家御慎、并怪所病事、口舌鬪諍事之狀、同年七月十二日被下宣旨了。

○

進上 稻荷社注文一通

神事違例事

右進上如件

正嘉元 五月廿日

神祇伯資緒

進上大夫史殿

進上 神祇伯資緒王書狀一通

稻荷社神事違例事、副社家注文等

五月廿一日

左大史小槻

進上右少辨殿

應仁記三

醍醐山科合戰之事

又醍醐山科ハ、三寶院御持有ケレバ、御合力トシテ、赤松衆、武田衆相拘タリ、爰ニ目付ニ骨皮左衛門道源トテ、多賀豐後守、所司代之時、走舞タルガ、手ノ者共京中城脇ニ多カリケリ、申子細在ケレバ、勝元、吳服ノ織物、金作ノ太刀ナド給ケレバ、山科ヨリ稻荷ヘ打越テ、社務羽倉出羽守申合、イナリ山ノ上ノ社ニ陣ヲ取、伏見、小幡、藤ノ森、三栗、深草、淀、竹田、鳥羽、法性寺小路マテ、手ノ下ニ見テ有ケレバ、大略郷人共降參シテ、下京ハイカマアルベキトオモヒケル處ニ、山名、畠山諸勢差遣シ、稻荷山ヲ責ケレバ、處處ノ惡黨物取共ナリケレバ、方方ヘ逃散ヌ、道源ハ板輿ニ乗、女ノ真似シテ、後ノ山ヘ落ケルヲ、山名殿ノ河原ノ者、人シモ、ユソア

レ追懸テ討取ケリ、○中社司羽倉出羽守モ從類トモ引退ケリ、

◎稻荷社事實考證記上

社司傳記云、應仁二年三月廿一日、多賀豐後守高忠、從者骨皮左衛門尉道源等、當社燒拂山上山下宮殿社屋而爲陣營、○中此時社記神寶權兵火燒亡者多矣、○下詳子社殿之部

◎東寺記

應仁二年三月廿一日、○中稻荷目付之道賢衆籠間、甲斐朝倉大勢行向道賢打之破、社堂塔社人家等悉燒之、此邊迄物驢也、○中御眞體御輿、大師文珠等、次日廿二日、此邊之頭人唐橋八條奉入御輿丁之宿所、悉入申之、○下

御殿預荷田信友日記

正徳六年閏二月十三日、今度目代家之願主之内より、當社へ七日之間、毎日千燈明をともし申度旨願入有之、因茲則先比より下神主以下正

官之輩并本願所へも、目代家より相談有之、いづれも千細無之に付、今日御奉行所へ窺に差上候書付如左、

乍恐御窺之言上

一今度稻荷社に而一七箇日之間、毎日巳刻より午刻迄、千燈明ともし申度旨産子之中より願人御座候ともし候儀者、大鳥居馬場通并社邊火難等無之所に、火之用心念入執行仕候、前前茂五十燈百燈之儀は、不及御沙汰ともし來候へども、千燈之儀は火數日限等之員數も多き儀に御座候へば、御窺奉申上候、先年北野之社等に、も執行有之、社頭之饒に而茂御座候へば、御許容被成下候は、願人方へも其旨返答仕致執行候様仕度奉願候、一日限之儀者、御許容被成下候上に而、世上風立不申、長閑成時節相考執行仕候様に、願人方へも差圖可仕奉存候、

正徳六申年閏二月

稻荷社司中

御奉行様

五月二日、今日御奉行所へ萬燈之儀、愈來六日より執行仕旨御届に伺出、則差上候書付如左、

乍恐御斷之言上

稻荷社於社邊千燈明之執行之儀來、六日より十二日迄、七日之間相勤申度旨願主方より願出申候故、彌執行仕度奉願候、因茲御斷奉申上候已上、

申五月三日

稻荷社司中

御奉行様

右之通願出候處、勝手次第に可相勤旨被申渡、

六日、今日より一七箇日之間、毎日千燈明執行也、午刻より申下刻迄、

燈明數之覺

一大鳥居より樓門迄

都合九箇所
火數五百燈

一拜殿より本殿迄

都合九箇所
火數參百燈

一上之社廻

都合九箇所
火數貳百燈

御殿預荷田信名日記

享保七年十二月八日、今日御奉行河野豐前守殿へ差上候書付如左、

一稻荷社菊桐葵之紋附候事

菊桐之儀者、從往古神殿之金物神寶等之紋ニ用來候、尤モ用來候由來之儀者、曾而相知不申候、

元祿七年當社御修理之節、右紋之儀御尋有之、何之由來ヲ以附來ト申儀相知不申段申上候、然レトモ神殿ノ御金物并幕挑燈等之紋ニ

モ前前之通被仰付、菊桐等附候ヲ于今用申候、

一葵之御紋之儀者、右御修理之節、從御公儀、神殿之金物等ニ被打置被下候、尤挑燈幕ニ者、曾テ用不申候已上、

享保七年十二月

稻荷社司中

御奉行様

御殿預荷田信義日記

文久二年十月九日、此度御神樂奏進之事、當社之面目奉承伏、何分ニモ天文之舊例通相守、新規之儀不取用様仕度志願申出置候事、○按ズルニ本文及

言上文ニ神樂ト記セルモ、天文十二年十一月十一日、參向ノ人名、及ビ今茲十一月八日、參向員ノ記事ニ由ルトキハ、蓋シ音樂ニシテ、神樂ニ非ザルコト明ナリ、

言上寫

謹而言上

一當社御神樂之儀者、古來被行候處、天文十三年以來、及中絶候に付、御

再興之儀兼奉願度存候得共、何分小知之社故、空敷送歲月候、然處近來松尾、其外他之御社にも、追追被行候趣、傳承仕、類に不堪、懇願之懷奉存候間、何卒當冬より十一月八日、差支之砌は、舊例を以て、十一日十二日之内、執行仕度、右御下行之儀は、屹度御祈之爲、御報賽御初穂米御奉納に相成、神德之光輝、一社之美目、誠に莫大之儀、深難有畏入候、早速獻供祈謝之神事修行仕候上、右餘米之料、永久に積立、一社之沙汰を以、御米被差加候様相成候得は、別に不奉願、例年修行仕、愈以天下泰平、玉體御安全、叡慮御満足之御祈、可抽忠誠志願に御座候間、格別之御憐愍を以、願之通御聞濟被成下候者、一社一同深難有畏入奉存候、此段宜御披露頼入存候以上、

文久二年壬戌十月

正官五人連印

伯家雜掌

御中

稻荷社御神樂例

天文十二年十一月十一日、十二日、

参向

四辻季遠卿

高倉範久卿

以緒

多 忠國

多 久光

多 忠親

安倍 季雄

十一月八日、今日官裁之御神樂執行、樂所十員参向、

綾小路殿参向、奏樂之家ニ付、自分参詣也。

慶應四年五月廿五日、七夕草花并松茸献上之儀、付、左之通願書差出、

奉願口上之覺

一從往古爲七夕之佳例、七種之草花取揃、當社三神主ヨリ献上仕候

ニ付、是迄ハ前六日御執奏白川家迄指上來候得共、今度諸社共、執

奏御廢止ニ相成候得者、自今ハ奏者所へ直ニ献上仕度奉願候、

一當山松茸、自往古取立、所司代へ向指上候へハ、所司代ヨリ進獻ニ

相成候間、自今ハ從當社直ニ奏者所へ持参仕、是迄通、不相替献上

仕度奉願候、

右御聞濟被成下候得者、難有畏可奉存候以上、

慶應四年辰五月

稻荷社社司中

辨事

御役所

明治元年十一月十六日、因州刀劍師宮本能登守、自去七月當山へ参籠、
五ヶ月間にして、寶刀鍛鍊之上奉納、其場所へ櫻樹二本を植、且左之文
を石に勒て以て樹下に埋む、

孟秋第五、於此處參籠五月、造寶劍納社頭、因神德受勅亦造御劍、其階
植二櫻、仲冬十八下山、神人感應實一世之榮名也。

明治元戊辰年

宮本能登守菅原包則

四年七月廿日、御撫物返上之儀、京都府達如左。

今般諸社御撫物被廢候ニ付テハ、別紙名前書神社之向ニ、中宮御所、
并宮内省ヨリ從前下ケ渡有之候御撫物同省ニ至急返上候様相達
候事、

辛未七月廿日

京都府

稻荷神社志料完

明治三十七年十一月一日印刷
同 年十一月五日發行

(非賣品)

發行兼
編輯人

官幣大社稻荷神社官司正六位大貫眞浦

京都府下紀伊郡深草村大字福
稻第六十三番戶

印刷人

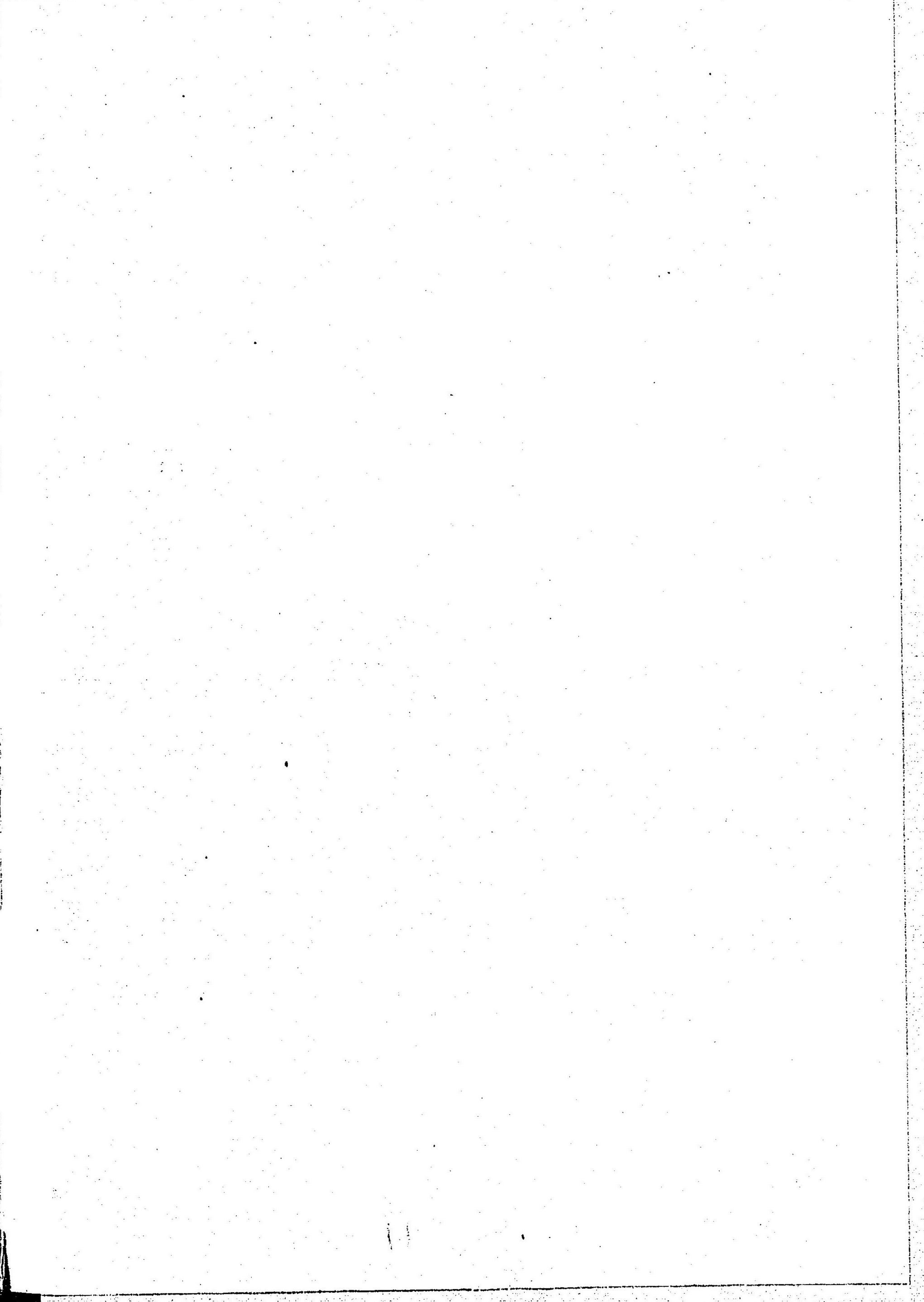
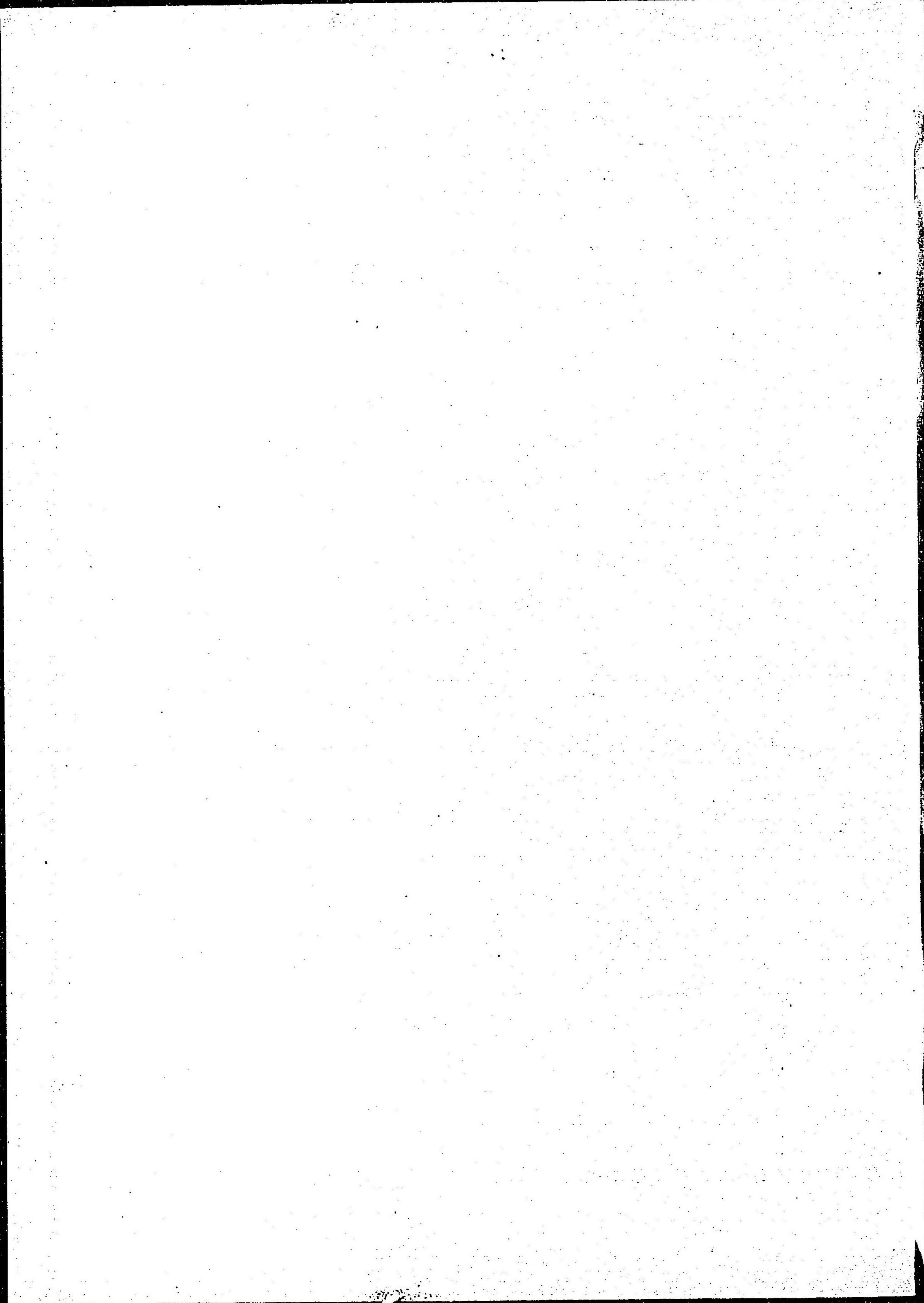
桑原安貞


京都府下愛宕郡田中村字田中
小字柳元十二番地ノ一

印刷所

合資商報會社

京都市上京區三條通東洞院東
入墨華院前之町十七番戶





34
268

013847-000-0

34-268

稻荷神社志料

大貫 真浦/編

M37

ABB-0056



